

令 7 猪情公審答申第 1 号  
令和 7 年 1 月 15 日

猪名川町長 岡本 信司 様

猪名川町情報公開・個人情報保護審査会  
会長 園田 寿

猪名川町情報公開条例第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

令和 7 年 2 月 4 日付猪企第 234 号で諮問された、部分公開決定に対する審査請求について、別紙のとおり答申します。

# 答申書

## 1 審査会の結論

令和6年11月28日、令6猪情第27号の3で猪名川町長（以下「実施機関」という。）が行った「指定年度の調達契約における入札結果情報」の部分公開決定（以下「本件決定」という。）については妥当である。

なお、本結論は、審査請求人が不服を申し立てた部分を審議の対象としたものであり、本件対象文書において非公開とされた事項を扱ったものではないことを申し添える。

## 2 審査請求に係る経緯

令和6年10月10日	審査請求人は、実施機関に対し猪名川町情報公開条例（平成10年12月22日条例第26号。以下「条例」という。）第5条の規程により公開請求を行った。
令和6年11月28日	実施機関は、条例第7条の規程により本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
令和6年12月9日	審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

## 3 審査請求に係る処分の内容

令和6年11月28日付、令6猪情第27号の3による「情報部分公開決定通知書」に関する本件決定

## 4 審査請求の要旨及び理由

### （1） 審査請求の要旨

公開された「指定年度の調達契約における入札結果情報」における電磁的記録の公開を求める。

### （2） 審査請求の理由

電磁的記録を不開示な理由が説明されておらず、電磁記録が保管されない具体的な理由のプロセスが明確ではない。紙の文書は、データの検索や解析に制約があり、情報の利活用性や効率性が低下する可能性があるため、行政情報のデジタル化が国を挙げて進められている。また社会においてもデジタル化が進んでおり、文書を紙でのみ管理保管することや、保存が容易な電磁的記録を消去する特段かつ具体的な理由が必要で

ある。さらに近年、多くの自治体では入札や契約情報をデータベースで管理していることが一般的である。

こうした状況をかんがみても、電磁記録として一切存在しない場合は、その理由を具体的に示さなければ、情報を秘匿していると疑われてしかるべきと考える。

なお、契約事務を紙の文書で行っていたとしても、作成元のデータファイルが残存している可能性は十分あり、全序的にとりまとめた文書がなければ、個別ファイルを公開すれば済むことである。

以上、具体的な理由なくして電磁的記録を不存在とする処分は不当であり、取消を求める。

## 5 実施機関の弁明

審査請求に対する実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

弁明における前提として、本件の内、非公開とした決定にかかる主張が見当たらないことから、当該部分における特段の弁明はしない。

本件公文書は、本町が執行する入札行為において、本町財務規則第83条に基づきその結果を記録するために作成した資料である。本町では本件公文書により、入札執行が適正であったか否かを報告する文書として、猪名川町事務処理規定のとおり、必ず決裁権者の意志決定を経て、入札結果情報が確定する。

審査請求人は、電磁的記録が不開示であることの理由を求めているが、そもそも本件決定では電磁的記録を非公開にしておらず、請求人が求める内容が具備されている情報を特定した上で公開しており、電磁的記録が不存在であることを決定したものではない。

また、審査請求人は近年多くの自治体ではデータベース管理をしていることが一般的と主張するが、市町村により電子入札等ICT化の進捗度合いも異なる中で入札情報の管理方法が異なることは当然であり、当町については、現状データベースで管理していない。

さらに、情報の秘匿を疑われるという主張については、PDFデータによりその情報を公開していることから、全く当たらないものである。

また、作成元のデータファイルが残存する可能性を指摘しているが、先述のとおり、決裁を経たものが情報の確定した公文書であることから、審査請求人が情報公開請求書に記載している、経済学学術研究の推進に寄与する情報としては本件公文書以外ではなく、作成途中の情報を公開することは、却って審査請求人の請求趣旨を阻害する恐れがあると考える。

なお、紙文書における利活用性や効率性が低下する可能性により行政情報のデジタル

化の推進などを挙げられているが、本町では令和3年度より、物品・委託等にかかる電子入札を実施できる環境を準備し、また、令和5年度より電子システムによる文書決裁を開始したところである。指定された年度において電子的記録が存在しないことにご理解をいただきたい。

以上のことから、情報の特定および公開判断として行った本件決定処分には、違法又は不当な点は何ら存在しないものである。

## 6 実施機関の弁明に対する審査請求人の反論

実施機関の弁明に対する審査請求人の反論は、反論書により、おおむね次のとおりである。

- 1 「電磁的記録を非公開にしておらず、請求人が求める内容が具備されている情報を特定した上で公開しており、電磁的記録が不存在であることを決定したものではない」との主張について

請求人が求める電磁的記録は、紙の文書をスキャンした画像データではなく、一般的なソフトで文字・数字コードが識別可能なテキスト等のデータであることは開示請求書より明らかである。

しかし処分庁は、請求人が求めていない画像データを一方的に「電磁的記録」であると強弁して「画像データを CDR に保存」して公開決定したものであり、弁明として失当である。

さらに、処分庁の弁明書には「電磁的記録」の定義があいまいである。そのような弁明書において「電磁的記録が不存在であることを決定したものではない」と主張されても、何を不存在確認したかが明らかでないため、これは全く意味のない主張である。また、文書の特定について請求人に確認もせず、こちらが求めていない画像データを電磁記録として送り付けてきたのは不當である。

- 2 (入札情報を)「当町については、現状データベースで管理していない」との主張について

データベースの定義が明らかでない状態でそれで管理していないとの処分庁の主張は意味が無い。

なお、データベースでなくても、市販のソフトで読み書き可能なデータ形式で情報管理がされていれば、それを公開することを求めているのが本請求であることは明らかであ

るが、そうした情報管理について全く言及がないので、当該弁明も意味が無い。

3 (情報秘匿の可能性について) 「PDF データによりその情報を公開していることから、全く当たらないものである」との主張に対して

処分庁のいう「PDF データ」は請求者が求めていない画像データが含まれており、これを公開することは請求者の求めに応じてない処分であることは前述のとおりである。

請求文書にある「電磁的記録とは、ワードや Excel などの一般的なソフトで文字、数字情報が読み書き可能なデータ」との定義を全く無視して情報公開手続きを行っていることは、情報公開条例の趣旨に明らかに反するものである。

4 作成元のデータファイルが残存する可能性を指摘しているが、決裁を経たものが情報の確定した公文書であることから、審査請求人が情報公開請求書に記載している、経済学術研究の推進に寄与する情報としては本件公文書以外ではなく、「作成途中の情報を公開することは、却って審査請求人の請求趣旨を阻害する恐れがある」との主張について

審査請求人は長年にわたって入札・契約関連の学術研究を行っているのでそのようなご心配をいただくには及ばない。また処分庁が請求趣旨を阻害することを恐れる理由が全く不明である。処分庁が何か得体のしれないものを恐れて保有する情報を非公開にすることで、契約手続きの透明性が下がり、不正行為や談合の発覚が遅れるほうが社会にとってはよほど恐れるべき事態である。

5 「本町では令和 3 年度より、物品、委託等にかかる電子入札を実施できる環境を準備」したとの主張について

争点は電子入札かどうかではなく、請求書の定義に基づく「電磁的記録」での文書の存在が争点である。CDR の文書には、明らかにワードや Excel 等のソフトを用いて作成された文書の画像が記録されていることから、電子入札導入以前から「電磁的記録」は存在することは間違いない。

## 7 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、公開請求における情報特定の適否について争っている。

そのため、審査会では双方の主張を整理し、実施機関が本件対象文書を特定した適否について、以下のとおり判断した。

なお、条例第 9 条第 4 号による非公開部分があるが、双方に争いがないため審査の対象

としない。

#### (1) 審査請求人の主張及び実施機関の運用について

審査請求人が反論する5つの事項について、口頭意見陳述の内容等から、以下のとおり整理する。

##### 1 実施機関が電磁的記録を不存在決定としなかったことについて

実施機関が公開したPDFデータが、読み書き不可なデータとは言えないため、審査請求人の主張する電磁的記録ではないという主張は当たらない。

##### 2 実施機関がデータベースでの管理をしていないことについて

実施機関のいうデータベースとは、データ群が体系的に整理され、世代管理が行われ容易に検索できる環境を指すが、実施機関は現状、オフィスソフトを用いて事業者名等を入力した入札結果表の様式をもとに、手書きで応札金額等を記載する場合や、電子入札にあってもオフィスソフトで結果入力しプリントアウトする場合があり、その後、執行者等の押印した紙ベースの入札結果表を保存する、またはPDF形式による運用を行っている。

データベースにかかる審査請求人との認識に異なる点は見受けられるが、実施機関が適切な管理を行っていないとは言えず、PDF形式で公開したことに問題は見当たらない。

##### 3 情報秘匿の可能性について

請求にある電磁的記録の定義を無視して手続きを行った実施機関は、情報公開条例の趣旨に反すると審査請求人は主張するが、審査請求人が定義する読み書き可能なデータでの公開がされなかつたことをもって、情報秘匿と断定する根拠とはならない。

##### 4 請求趣旨を阻害することについて

実施機関は入札結果情報を非公開ではなく公開していることから、審査請求人の請求趣旨を阻害しているとは言えない。

##### 5 電磁的記録の存在について

本件電子文書について、項番2のデータベース管理において整理したとおり、実施機関は入札結果表の作成にあたり、オフィスソフトを鉛筆等で作成した下書きと同様に、あくまでも補助的なツールとしての取り扱いをしていた。

このことから慣例上、データ保管に関する統一的な運用はなく、前述のように実態として入札金額などの結果情報が入力されていないなど、データ内容が不完全な場合や、入札の都度、上書きが行われる場合があることを確認した。

のことから、審査請求人が「電磁的記録」は間違いなく存在するとの主張は、必ず

しもあたらない。

## （2）情報の特定の適否について

実施機関は、本件対象文書を特定したことに、違法又は不当な点は何ら存在しないと主張しており、その適否を確認するため、文書担当職員に対しても口頭意見陳述を行った。

その結果、仮に請求人が主張するようにデータファイルが残存している可能性を考慮し、全序的に個別ファイルの特定作業を行った場合、入札結果表を作成する個別ファイルを統一したファイル名にするなど、一元管理していないため検索性に乏しく、容易に特定できないことが判明した。

明文化はされていないものの実施機関における文書取扱の運用ルールでは、「文書」とは職員が職務上作成し、組織的に用いるものとして、所管課等が保有しているものとされていることから、作成途中の文書で審査請求人が求める「電磁的記録」が存在しないことが、法令を逸脱し、違反しているとはいえない。

結論として本件対象文書を特定したことについて、確認したデータ管理では事実上、その存否を把握することができない状況であった。このことから実施機関の決定について、審査会として妥当であると判断する。

## （3）審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上のことから総合的に審査を行ったところ、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 8 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、概ね次のとおりである。

年月日	内 容
令和7年 2月 4日	諮問書の受理
令和7年 5月 8日	諮問案件の審議（審査請求・弁明書の確認）
令和7年 8月 7日	審査請求人及び実施機関の口頭意見陳述並びに諮問案件の審議
令和7年 11月 5日	諮問案件の審議（答申内容の確認）

令和7年11月25日	諮詢案件の審議（意見整理）
令和7年12月15日	答申

## 9 猪名川町情報公開審査会委員

本諮詢案件における審査会の委員は、次のとおりである。

職　名	氏　名
会　長	園田　寿
副会長	淺田　英範
委　員	池田　峻
委　員	太田　はるよ
委　員	住野　敦浩